

改正

平成19年3月30日規則第18号

平成20年3月31日規則第21号

平成21年3月31日規則第26号

平成22年4月1日規則第26号

平成23年3月31日規則第15号

平成25年3月29日規則第29号

平成28年3月31日規則第24号

令和2年3月31日規則第30号

吹田市地域生活支援事業実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項並びに第78条第1項に規定する地域生活支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「障害者」とは法第4条第1項に規定する障害者をいい、「障害児」とは同条第2項に規定する障害児をいう。

(地域生活支援事業の種類)

第3条 市長は、法第77条第1項及び第3項に規定する地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 意思疎通支援事業
- (6) 日常生活用具給付等事業
- (7) 手話奉仕員養成研修事業
- (8) 移動支援事業

- (9) 地域活動支援センター機能強化事業
- (10) 訪問入浴サービス事業
- (11) 日中一時支援事業
- (12) 社会参加支援事業
- (13) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
- (14) その他市長が必要と認める事業

2 前項各号に掲げる事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

3 市長は、法第78条第1項に規定する地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成する事業
- (2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業

4 前項各号に掲げる事業は、大阪府知事が定めるところにより行う。

(利用の申請)

第4条 前条第1項各号に掲げる事業（以下「地域生活支援事業」という。）を利用しようとする障害者又は障害児の保護者は、市長に利用の申請をしなければならない。

(利用の可否の決定等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要な調査を行った上で、地域生活支援事業の利用の可否の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により利用の決定（以下「利用決定」という。）を行ったときは、当該利用決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「利用決定者」という。）に、その旨を通知するものとする。

3 前項の場合において、第8条第1項各号に掲げる事業に係る利用決定を行うときは、地域生活支援事業福祉サービス受給者証（別記様式）を利用決定者に交付するものとする。

(利用決定の変更)

第6条 利用決定者は、現に受けている利用決定の内容を変更しようとするときは、市長に、当該利用決定の変更の申請をすることができる。

2 前条の規定は、前項の規定による利用決定の変更について準用する。

(利用決定の取消し)

第7条 市長は、次に掲げる場合には、利用決定を取り消すことができる。

- (1) 利用決定者が、地域生活支援事業を利用する必要がなくなったと認めるとき。

(2) 利用決定者が、本市以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。

(3) その他市長が必要があると認めるとき。

(費用負担)

第8条 利用決定者は、次に掲げる地域生活支援事業を利用する場合は、市長が別に定めるところにより算定した費用の額を負担しなければならない。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条の規定の例により利用決定者の区分を認定した場合において、同条第4号に該当することとなる者については、この限りでない。

(1) 日常生活用具給付等事業

(2) 移動支援事業

(3) 訪問入浴サービス事業

(4) 日中一時支援事業

2 前項に定める場合を除き、地域生活支援事業に要する費用は、無料とする。ただし、利用決定者は、必要に応じて、実費を負担しなければならない。

(費用負担上限月額)

第9条 利用決定者が同一の月に前条第1項各号に規定する地域生活支援事業（日常生活用具給付等事業にあつては、ストマ用装具の給付を除く。以下この項及び次条において同じ。）を利用した場合における当該地域生活支援事業に係る前条第1項に規定する費用負担の額の合計月額は、4,000円を超えることができない。

2 利用決定者が同一の月に前条第1項第1号に規定する日常生活用具給付等事業（ストマ用装具の給付に限る。以下この項において同じ。）を利用した場合における当該日常生活用具給付等事業に係る同条第1項に規定する費用負担の額の合計月額は、24,000円を超えることができない。

(費用負担額の返還)

第10条 市長は、利用決定者が同一の月に負担した地域生活支援事業に要した費用の額の合計額が前条第1項に規定する費用負担上限月額を超える場合においては、当該利用決定者からの請求に基づき、当該超えて負担した費用の額を返還することができる。

2 市長は、同一の世帯に属する利用決定者が同一の月に負担した地域生活支援事業に要した費用の額の合計額が前条第1項又は第2項に規定する費用負担上限月額を超える場合においては、当該利用決定者の1人からの請求に基づき、当該超えて負担した費用の額を返還することができる。

(費用負担額の減額又は免除)

第11条 市長は、災害その他特別な事由があると認めるときは、利用決定者に係る第8条第1項の規定による費用負担の額を減額し、若しくは免除し、又は第9条の規定による費用負担上限月額を減額することができる。

(他のサービスとの調整)

第12条 市長は、障害者又は障害児の保護者が、他の法令等に基づく同種のサービスを受けることができる場合には、その限度において、地域生活支援事業を行わない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、地域生活支援事業の実施に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第18号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第21号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第26号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日規則第26号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の吹田市地域生活支援事業実施規則の規定は、平成22年4月1日以後に地域生活支援事業を利用した者に係る費用負担の額について適用し、同日前に地域生活支援事業を利用した者に係る費用負担の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月31日規則第15号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第29号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第24号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第30号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

1)		2)			3)		
地域生活支援事業福祉サービス受給者証		利用者負担に関する事項			サービス種別		
受給者証番号		利用者負担割合		負担上乗 月額	支給量等		
支給決定 障害者 等	住所	適用期間	年 月 日から 年 月 日まで		支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	フリガナ	支給決定内容				サービス種別	
	氏名	サービス種別			支給量等		
生年月日		支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで		支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
児童	フリガナ	サービス種別			サービス種別		
	氏名	支給量等			支給量等		
生年月日		支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで		支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
交付年月日	年 月 日	サービス種別			サービス種別		
支給市町村名 及び印	吹田市 印	支給量等			支給量等		
		支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで		支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	